

法第34条第4号審査基準

農業、林業若しくは漁業の用に供する建築物

- 1 農林漁業とは
農業及び林業とは、日本標準産業分類【大分類A－農業、林業】、漁業とは同類【大分類B－漁業】に掲げるものとする。
- 2 申請者
申請者（事業者に限る。）は、さいたま市の市街化調整区域内で農業、林業、漁業を営んでいる者であること。
- 3 予定建築物の用途等
自己の業務の用に供するものであり、施設の事業計画等が適当であるものと認められる農業、林業、漁業の用に供する建築物であること。
- 4 予定建築物の規模
予定建築物の規模は、次のいずれかに該当すること。
 - ① 用途地域の指定のない区域にあつては建ぺい率60%（建築基準法第53条第3項第2号に該当するものは70%）以下、容積率200%以下、高さ10メートル以下（「高さ」とは、建築基準法施行令第2条第1項第6号に規定するものをいう。）であること。なお、都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律（平成12年法律第73号）による附則第7条が適用された場合は、これによるものとする。
 - ② 用途地域の指定のある区域にあつては、それに適合しているものであること。

農産物、林産物若しくは水産物の処理、貯蔵若しくは加工に必要な建築物若しくは第一種特定工作物

1 申請者

申請者（事業者に限る。）は、主としてさいたま市の市街化調整区域内で生産される農林水産物の処理、貯蔵若しくは加工を行う者であること。

2 開発区域

開発区域は、処理、貯蔵若しくは加工のために主として用いる農林水産物の生産地の隣接地又は近接地であること。

3 予定建築物の用途等

自己の業務の用に供するものであり、農林水産物の処理、貯蔵、加工を行う事業に供する建築物若しくは第一種特定工作物であること。

4 予定建築物の規模

予定建築物の規模は次のいずれかに該当すること。

- ① 用途地域の指定のない区域にあつては建ぺい率60%（建築基準法第53条第3項第2号に該当するものは70%）以下、容積率200%以下、高さ10メートル以下（「高さ」とは、建築基準法施行令第2条第1項第6号に規定するものをいう。）であること。なお、都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律（平成12年法律第73号）による附則第7条が適用された場合は、これによるものとする。
- ② 用途地域の指定のある区域にあつては、それに適合しているものであること。

附則 この基準は平成15年8月1日より施行する。

附則 この基準は平成28年4月1日より施行する。